

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-5
許認可等の種類	基準器検査				
根拠法令条例等・条項	計量法第102条第1項				
許認可等の概要	検定・検査に用いる計量器(基準器)の精度を確保するための検査				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第103条第1項 基準器検査を行なった計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>○基準器検査規則(平成5年通商産業省令第71号) 【基準器検査の合格条件】 第9条(構造に係る技術上の基準) 第10条(表記等) 第11条(計量単位) 第12条(合番号) 第13条(材質) 第14条(複数の表示機構) 第15条(器差の基準) 第16条(構造検査の方法) 第17条(器差検査の方法)</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日				
期間の制定根拠	計量法第160条第1項、基準器検査規則第26条				